

評価のしくみ

中期目標・中期計画・年度計画

1) 中期目標

中期目標とは、国立大学法人等が6年間の期間で達成すべき業務運営に関する目標であり、文部科学大臣は国立大学法人等にこれを示すとともに、公表しなければなりません。

中期目標においては、次に掲げる事項について定めています。

1. 教育研究の質の向上に関する事項
2. 業務運営の改善及び効率化に関する事項
3. 財務内容の改善に関する事項
4. 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
5. その他業務運営に関する事項

国立大学法人は国立大学の設置・運営を業務の中核としていることから、中期目標は、教育基本法及び学校教育法で定める大学の基本的使命を踏まえるとともに、国立大学の教育研究活動の特性を十分配慮した内容であることが重要となっています。

関係法令：国立大学法人法第30条

：教育基本法第7条

：学校教育法第83条

現在、国立大学法人等は、第2期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）が終了し、平成28年4月から第3期中期目標期間（平成28年度～平成33年度）に入っています。

2) 中期計画

中期計画とは、国立大学法人等が文部科学大臣から示された中期目標を達成するための具体的な計画であり、文部科学大臣から認可を受けなければなりません。また、国立大学法人等は、中期計画が認可を受けたときは遅滞なく公表する義務があります。

中期計画においては、次に掲げる事項を定めています。

1. 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
2. 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
4. 短期借入金の限度額
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
6. 余剰金の使途
7. その他（施設及び設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標の期間を超える債務負担、積立金の使途、その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項）

また、国立大学法人は、中期目標の期間における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければなりません。

関係法令：国立大学法人法第31条

：国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条

：国立大学法人法施行規則第6条、第7条、第12条

3) 年度計画

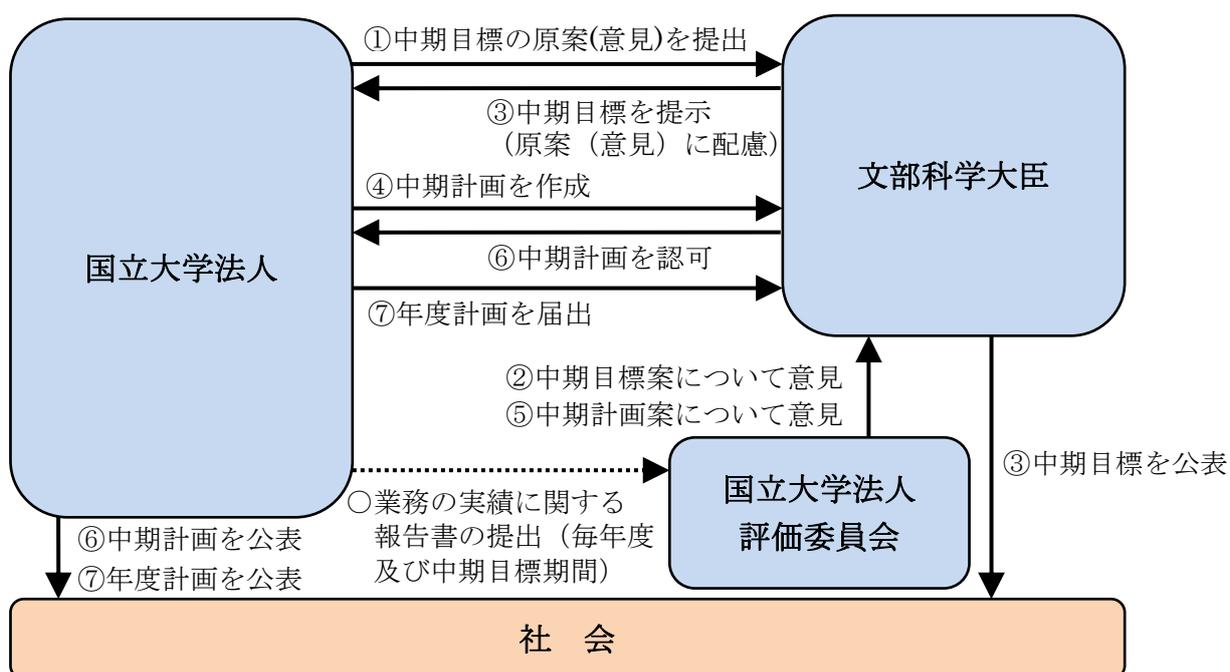
年度計画とは、国立大学法人等が毎事業年度の開始前に、認可を受けた中期計画に基づきその事業年度の業務運営に関する計画であり、文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければなりません。

また、国立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、国立大学法人評価委員会の評価を受けなければなりません。

関係法令：国立大学法人法第 35 条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第 31 条，
第 32 条

：国立大学法人法施行規則第 9 条，第 10 条

4) 中期目標・中期計画・年度計画の概要



大学評価

◆大学評価について

大学の教育研究水準の維持向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について評価を行うことです。評価の目的は大学の自己改善支援や一定水準の確保、資源配分など多様であります。評価主体別には以下のように分類できます。

| | |
|----------|--|
| ○自己点検・評価 | 各大学がその理念・目標に照らして自らの活動状況について点検・評価 |
| ○外部評価 | 大学によって選任された当該大学以外の評価実施者が大学の定めた評価項目について評価 |
| ○第三者評価 | 当該大学から独立した第三者が評価者及び評価項目を定め専門的・客観的な立場から評価 |

◆大学評価に係る主な経緯

| | |
|---------|----------------------------------|
| 昭和 61 年 | 臨時教育審議会第 2 次答申で、大学の自己検証・自己評価を要請 |
| 平成 3 年 | 大学設置基準の改正により、大学の自己点検・評価の実施を努力義務化 |

| | |
|---------|--|
| 平成 11 年 | 大学設置基準の改正により，大学の自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化及び学外者による検証を努力義務化 |
| 平成 16 年 | 学校教育法の改正により認証評価制度の導入，国立大学法人評価の導入 |

◆国立大学法人評価と認証評価

| | 国立大学法人評価 国立大学法人評価委員会による評価 | | 認証評価 認証評価制度による評価 |
|------|--|------------------------------------|---|
| | 中期目標期間評価 | 年度評価 | |
| 根拠規定 | 国立大学法人法第 35 条 準用通則法第 34 条適用 | 国立大学法人法第 35 条 準用通則法第 32 条適用 | 学校教育法第 109 条第 2 項 |
| 評価目的 | ○教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ，大学の継続的な質的向上を促進するとともに，社会への説明責任を果たす。 ○教育研究の高度化，個性豊かな大学づくり，次期の中期目標・中期計画の検討や運営費交付金等の算定に反映させる。 | ○業務運営や財務内容の改善・充実等に役立て，中期目標の実現を目指す。 | ○認証評価機関が，自ら定める評価基準に基づき大学を定期的に評価することにより，大学の教育研究活動等の質を保証する。 ○評価結果を各大学にフィードバックすることにより，各大学の教育研究活動等の改善に役立てる。 ○大学の教育研究活動等の状況を明らかにし，それを社会に示すことにより，公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて，広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。 |
| 評価内容 | 中期目標の期間における中期目標の達成状況 | 各年度における中期目標・中期計画の達成に向けた進捗状況 | 教育活動を中心とした各認証評価機関が定める大学評価基準 |
| 評価期間 | 中期目標期間（6 年毎） | 各年度（1 年毎） | 7 年以内毎 |
| 評価対象 | 国立大学法人，大学共同利用機関法人 | | 全ての国公立大学，短期大学，高等専門学校 |

I. 国立大学法人評価

◆国立大学法人評価制度について

国立大学法人評価委員会が国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の業務の実績を毎事業年度及び中期目標期間（6 年）毎に評価を行います。

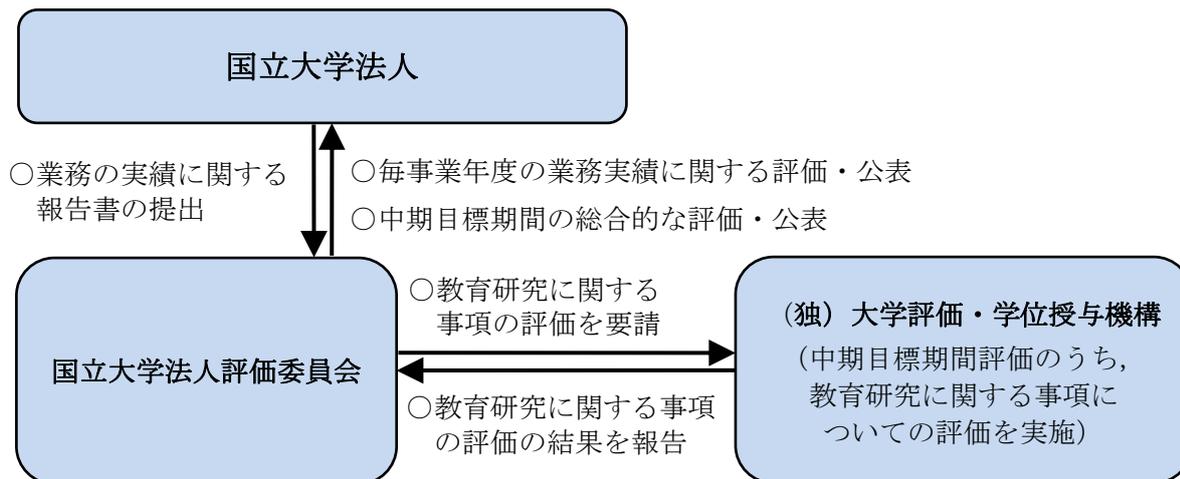
国立大学法人等の評価は，中期目標期間評価が基本ですが，中期目標達成に向けた事業の進行状況を確認する観点等から，各事業年度についても，当該年度における中期計画の実施状況を調査・分析し，その結果を考慮して，業務の実績全体について総合的な評定を行うこととされています。

また，中期目標期間評価のうち，教育研究の状況については，国立大学法人評価委員会から（独）大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し，その結果を尊重して総合的な評価を行うこととなっています。これに対し，各事業年度に係る評価（年度評価）においては，法人の業務運営・財務内容等を評価し，教育研究の状況については，外形的・客観的な進捗状況を確認するのみと，中期目標期間評価と年度評価は質的に大きく異なっています。

○ 目的

- ・評価結果を教育研究その他の活動の改善のために役立てるとともに，自らの基本理念や長期的な目標の点検に活用すること
- ・評価を通じて，社会への説明責任を果たすこと
- ・評価結果を次期以降の中期目標・中期計画の内容や運営費交付金等の算定に反映させることにより，大学の継続的な質的向上を促進すること

国立大学法人評価制度の概要



(参考) 高知大学の第1期中期目標期間に係る評価結果について

| 項目 | 確定評価結果 | 項目 | 確定評価結果 |
|--------------------|--------|-------------|--------|
| 教育について | おおむね良好 | 業務運営について | 良好 |
| 研究について | おおむね良好 | 財務内容について | 良好 |
| 社会連携, 国際交流等について | おおむね良好 | 自己点検・評価について | 良好 |
| | | その他業務運営について | おおむね良好 |

(評定: 「非常に優れている」「良好」「おおむね良好」「不十分」「重大な改善事項がある」)

II. 認証評価

国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）は、7年以内毎に文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられています。

○目的

- ・ 認証評価の評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
- ・ 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

○評価の項目

- ・ 教育研究上の基本組織
- ・ 教員組織
- ・ 教育課程
- ・ 教育成果
- ・ 施設及び設備
- ・ 事務組織
- ・ 財務
- ・ その他教育研究活動等に関することについて

(参考) 高知大学の認証評価について

平成19年度及び平成26年度、(独) 大学評価・学位授与機構が実施する認証評価を受審し、その結果、同機構が定める大学評価基準を満たしていると認定されました。

教員の自己点検・評価（ウェブシステム）

高知大学では、主体的な内部質保証システムの構築を目指して、第1期中期目標期間の当初から「教員の総合的活動自己評価」を導入し、教員の自己改善を図ってきました。これまで、各教員が自身の活動特性や活動量を客観的にレビューし、自己改善を図る目的として一定の成果をあげてきましたが、導入後8年が経過したことによる自己評価システムの形骸化を防止し、利便性をさらに向上させた新システム「教員の自己点検・評価」を平成27年3月より導入しました。

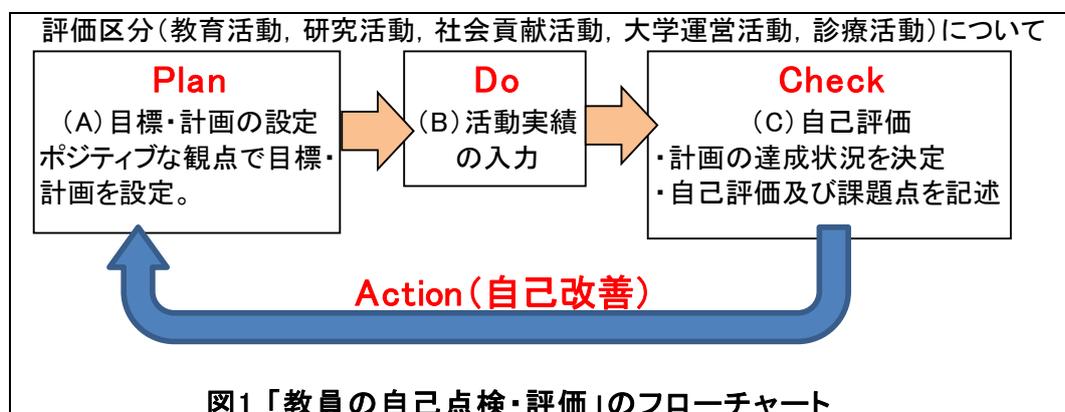
「教員の自己点検・評価」は、本学教員の教育、研究、社会貢献、大学運営、診療の諸活動の自己点検を通じて改善を行うことを目的とします。さらには、本学における教育研究等の改善に資することを目的とします。

この評価は教員の相対比較を行うものではなく、教員が重点的に貢献した分野について自己評価を通じてアピールすることにより、大学改革に対する基本姿勢を示すものです。

1. 評価項目

本システムにおける評価区分は、教育活動、研究活動、社会貢献活動（地域貢献、国際交流）、大学運営活動、診療活動とします。いうまでもなく、教員にとって教育活動及び研究活動は重要かつ基本的な活動です。社会貢献活動は、本学がさらに重点を置いていく区分です。医学部においては、附属病院等における診療活動も社会機能として要求されます。

評価区分ごとに、年度当初に目標や計画を設定し、年度末に計画の達成状況について優れた点や課題点などを分析することにより自己評価を行い、その結果を次年度の改善に活用してください。



2. 評価の観点

本学における大学改革の基本姿勢として、4つのC (Catch the Chance! Let's Change, Challenge and Create!) が提唱されており、各教員は、それぞれ次の観点から自己評価を行うことが期待されています。

- (1) 改革目標 (Chance) : 自身の狙い、目標、期待される効果をどのように考えたか。
- (2) 計画 (Challenge) : 達成のための工夫、または努力過程はどのようにであったか。
- (3) 成果 (Create) : 達成されたか否か。改善の効果はあったか。あるいは、なぜ達成できなかったか。次の改革目標につながるかどうか。
- (4) 次年度の改善目標 (Change) : 改革目標(Chance)、成果 (Create) からみて次年度の改革目標 (Change) をどのように考えるか。

組織評価（本学独自の評価制度）

「組織評価」とは、各部局における教育・研究・社会貢献・学部等運営・診療などの諸活動が、各部局の理念と目的を実現するため、どれだけの成果を上げているかを自己点検・評価するものです。各部局の活動は、単に構成員の活動の総和だけでなく、組織としての活動がそのウエイトを大きく占めています。このため、個人評価の「教員の自己点検・評価」の部局集計だけでは片手落ちであり、組織としての活動の自己点検・評価が必要であることから、「組織評価」は、各部局の組織としての活動を問うものです。

組織評価の方法に関しては、現時点では「進化する評価システム」のスタート段階に過ぎず、今後、多くの助言をもとに、試行錯誤の上より良いものへと改良する必要があります。

1. 評価単位

評価単位となる各部局とは、各学部（学部附属施設を含む）、土佐さきがけプログラム、医学部附属病院（診療活動のみ）大学院総合人間自然科学研究科の各専攻、教育研究部の各部門、学内共同利用施設とします。

2. 評価方法

各部局は、それぞれの理念と目的に基づき、自ら、年度始めに今後一年間の改革目標（Chance）と計画（Challenge）を策定し、年度末に活動の成果（Create）を自己点検・評価を行い、その報告書を評価本部を通じて役員会に提出するとともに、次年度の改革目標（Change）を立てます。

また、組織評価は各部局の長が責任をもって実施し、報告書の作成にあたっては部局構成員に協力を要請します。その際、各部局の長は各教員のプライバシーを尊重しなければなりません。

3. 評価項目

組織評価では、各部局の教育、研究、社会貢献、学部等運営、診療活動を評価項目とします。